

公益社団法人山形県社会福祉振興会

退職共済制度運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県社会福祉振興会（以下、「振興会」という。）の退職年金資産の安全及び適正かつ有効な運用に資するため、定款第43条の規定に基づき退職共済制度運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(検討内容)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議し、会長に報告又は提言する。

- (1) 退職共済制度の基本方針の策定・変更の検討
- (2) 退職年金資産の運用方針の策定検討
- (3) 運用委託機関の選択検討
- (4) その他会長が諮問した事項

(委員)

第3条 運営委員会の委員は、15名以内とし、必要に応じて学識経験者を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
3 委員長は、委員会の議長を務め、会長の諮問等について会長に報告し又は意見を述べる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を行い又は代理する。

(招集)

第5条 運営委員会は、隨時必要に応じて委員長が招集する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

附 則

この規程は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年8月4日から施行する。